

## [トライキャッチ行動規範]

トライキャッチは企業倫理と法令順守の観点から、役員・社員が守るべき具体的項目を「トライキャッチ行動規範」として設定いたします。

### 1. 事業活動における行動規範

#### 1.1 最良の製品・サービス、最高の品質の提供

- (1) お客様のニーズ、仕様を満足し、品質・安全・環境に関わる法令などの基準を守るだけでなく、必要に応じて自主基準を設定して、製品やサービスの品質を保証します。
- (2) 欠陥やお客様からのクレームに対し誠意をもって迅速に対応するとともに、その原因を究明し、徹底した再発防止に努めます。
- (3) 開発する製品ならびにお客様へのサービスに対する優先度は品質を第一とし、納期、コストの順で行動いたします。

#### 1.2 営業活動における規範

- (1) お客様からの依頼や要請は、お客様の視点に立ってその目的を理解し誠実に行動いたします。
- (2) 国内外の競争法を遵守することはもちろん、法と正しい企業倫理に基づいた行動、公正、透明、自由な競争を基本として、社会の一員として適切に活動いたします。
- (3) 営業活動において、お客様に不当な圧力を加える行為はいたしません。
- (4) 販売協力会社などと適正な関係を築き、第三者と比較して不当に異なる条件で取引をすること、納入した商品の販売価格について拘束することなど不公正な取引は行いません。
- (5) 会社や製品・サービスの広告・宣伝活動および営業活動において法令を遵守し、不当表現を排除するとともに、社会的道義および公序良俗に従い、公正かつ適切な表示・表現をします。
- (6) 情報収集を正当な手段で公正かつ適切に行うとともに、お客様の機密情報、個人情報などは、法令にもとづきその収集・利用・管理等を行い、情報の漏洩や不適切な利用等が起こらぬよう常に管理・行動いたします。
- (7) 社会的儀礼の範囲を越えた接待や贈答を、行ったり、受けたりいたしません。

#### 1.3 調達活動における規範

- (1) 公正にお取引先を選定し、法令、契約にもとづく誠実な取引を行います。
- (2) お取引先とは中期的視点に立って、良きパートナーシップを築き、相互理解と信頼関係の維持向上に努めます。
- (3) お取引先を選定においても、法令および社会的規範の遵守、人権の尊重、雇用と職業に関する不当な差別、児童労働および強制労働の排除、環境保全活動、社会貢献活動、働きやすい職場作り、ビジネスパートナーとの社会的責任意識の共有など、社会的責任を果たしているかを十分に評価した上で、適正かつ公正に行います。
- (4) 調達取引に関して、お取引先からの個人的給付は受けとりません。
- (5) 取引先との守秘すべき情報は厳重に管理し、不当に他者にもりません。

#### 1.4 技術者としての倫理遵守

IEEE-CS/ACM合同タスクフォース提言「ソフトウェア・エンジニアリングのための倫理ならびに専門職実務（SEPP）」に準じ、規範として制定します。

- (1) 技術者として、公共の利益と調和するよう、以下指針に基づき行動します。

- ① 自らの仕事に関し、全面的な責任を負います。
  - ② 技術者、雇用者、顧客、利用者の利益を、公共の利益に反しない範囲に止めます。
  - ③ 製品が安全で、仕様を満たし、適切な試験を合格し、かつ生活の質（QOL）の低下、プライバシーの侵害、あるいは環境への危害をもたらさないということを、十分な根拠に基づいて確信している場合に限り、その製品を承認します。技術者の仕事は、最終的に公共の利益に資するものでなければなりません。
  - ④ 技術者の理にかなった賢明な判断において製品あるいはその関連の文書に関係すると考えられる、利用者、社会の人々、環境に対して現実にまたは潜在的に存在するあらゆる危険性を、適切な者あるいは権限を有する者・組織に対して公表します。
  - ⑤ 製品、あるいはその設置・据付、メンテナンス、サポート、文書化によって生じる重大な社会的懸念・関心事に対する取組みに、手法、ツールに関するあらゆる説明・記述を、公開されるものであるときには特に、公正で、ごまかしのないものにします。
  - ⑥ 身体障害、資源分配、経済的不利、さらにはその他の、製品からもたらされる便益へのアクセスを減退させるような問題点に配慮します。
  - ⑦ 専門職のスキルを善いことをするために進んで提供するよう、またエンジニアリングという学問分野に関する公教育に貢献するよう心がけます。
- (2) 技術者として、公共の利益と調和しながら、顧客と雇用者の最高の利益を実現するよう、以下指針に基づき行動します。
- ① 自らの経験と教育に関するいかなる限界についても正直かつ率直になり、自らの能力の範囲内でサービスを提供します。
  - ② 不法にまたは非倫理的に獲得、あるいは保有されている製品を、それと知っていながら使用することはいたしません。
  - ③ 顧客あるいは雇用者の財産を、正当に認められた方法でのみ、しかも顧客または雇用者の認識と同意のもとで使用します。
  - ④ 技術者が依拠するいかなる文書も、必要に応じて、それを承認する権限を有する者・組織によって事前に承認されたものであることを確保します。
  - ⑤ 自らの専門職としての仕事の中で得られたいかなる秘密情報についても、その秘密性が公共の利益ならびに法と矛盾しない限り、それを維持します。
  - ⑥ プロジェクトが失敗する可能性が大きい、あまりに高額になることが判明しそうである、知的財産権法を犯しそうである、あるいは何か問題がありそうだと自らが考えた場合、すみやかにそれがどのようなものであるかを確認し、文書化し、証拠を集め、顧客あるいは雇用者に報告します。
  - ⑦ 製品あるいは関連する文書に関して自らが気づいた重大な社会的懸念・関心事について、それがどのようなものであるかを確認し、文書化し、雇用者あるいは顧客に報告します。
  - ⑧ 自らの主要な雇用者のもとで行っている仕事に弊害をもたらす外部の仕事を引き受けません。
  - ⑨ より高次の倫理的懸念・関心事との妥協・和解をはかっているのではない限り、自らの雇用者あるいは顧客に不都合ないかなる利益も求めません。より高次の倫理的懸念・関心事との妥協・和解をはかろうとする場合は、その懸念・関心事について雇用者または権限を有する他の適切な者・組織に報告します。
- (3) 技術者として、その製品と製品に関する変更が、専門家として可能な限り最高の基準に合致していることを確保すべく、以下指針に基づき行動します。
- ① 高品質、受容可能なコスト、理にかなった賢明なスケジュールを追求します。このとき、これらの間の重要なトレードオフが雇用者と顧客に明確化され、受容されており、かつ利用者

と社会の人々がそれについて考えることが可能であることを確保します。

- ② 自らが携わる、あるいは提案するあらゆるプロジェクトに関し、適切で達成可能な目標と目的を確保します。
  - ③ 作業プロジェクトに関連する倫理的、経済的、文化的、法的問題点、さらには環境に関わる問題点について、それがどのようなものであるかを確認し、定義し、取り組みます。
  - ④ 教育、トレーニング、経験の適切な組合せを通じ、自らが携わる、あるいは携わろうとするあらゆるプロジェクトに対して自分自身が適任であることを確保します。
  - ⑤ 自らが携わる、あるいは携わろうとするあらゆるプロジェクトにおいて、適切な手法が用いられることを確保します。
  - ⑥ 携わっている仕事にとって最も適切な専門職の基準が利用可能であるなら、それに従うよう仕事をします。そこからの逸脱は倫理的あるいは技術的に正当化されるときのみ許されます。
  - ⑦ 自らが携わっている製品の仕様に対する完全な理解を追求します。
  - ⑧ 自らが携わっている製品の仕様が、よく文書化され、利用者の要求を満たし、適切な承認を受けていることを確保します。
  - ⑨ 自らが携わる、あるいは携わろうとするあらゆるプロジェクトについて、コスト、スケジュールリング、必要人員、品質、成果に関する現実的な定量的推定を確実にを行い、あわせてこれらの推定の不確実性に関する評価を行います。
  - ⑩ 自らが携わっている製品とそれに関連する文書に対する適切な試験、調整、検査を確実にを行います。
  - ⑪ 自らが携わるあらゆるプロジェクトについて適切な文書化を確実にを行います。このとき、発見された重要な問題と、それに対して適用された解決策が文書に記載されるようにします。
  - ⑫ 製品によって影響を受ける人々のプライバシーを尊重するような製品の開発とそれに関連する文書の作成を行うよう努めます。
  - ⑬ 倫理的かつ合法的手段によってもたらされた正確なデータのみを使用し、あわせてそれを正当に認められた方法でのみ使用するよう留意します。
  - ⑭ データが古くなったり、データに不備があったりしないよう注意し、データの完全性を維持します。
  - ⑮ 製品のメンテナンスを、それがどのようなものであっても、新しい製品の開発のときと同じ専門家意識をもって行います。
- (4) 技術者として、専門家としての判断において誠実さと独立性を維持すべく、以下指針に基づき行動します。
- ① あらゆる技術的決定を、人間的価値を支え、維持することの必要性を前提として調整します。
  - ② 自らの監督・指揮下で作成された文書か、あるいは自らの能力の範囲内にあり、かつその内容に同意した文書のみを是認・推奨します。
  - ③ 評価を依頼されたいかなる製品、あるいはそれに関連するいかなる文書に対しても、専門職としての客観性を維持します。
  - ④ 贈収賄、二重請求、あるいはその他の不当な金銭的行為といった、金銭に関わる詐欺的な行為に手を染めません。
  - ⑤ 理にかなった賢明な対応をしたとしても避けたり逃れたりすることのできない利害の対立を、そのすべての関係者に対して公表します。
  - ⑥ 自らが、あるいは雇用者や顧客がその潜在的な利害の対立を公表していないような製品関連の問題点に関する私的な、または政府や専門職の団体に、メンバーとしてあるいはアドバイザー

ザーとして参加することを拒否します。

- (5) 技術者として、エンジニアリングの管理者とリーダーは、開発の管理ならびにメンテナンスの管理に対する倫理的アプローチに賛同し、それを推し進めるべく、以下指針に基づき行動します。
- ① 自らが携わるあらゆるプロジェクトに対し、品質の向上とリスクの削減のための効果的な処置をとるといった、よい管理を確実に行います。
  - ② 技術者に基準を守らせるにあたり、事前にその内容が確実に周知されているようにします。
  - ③ パスワードやファイル、さらには雇用者あるいは他の者に秘密の情報を保護することに関する雇用者の方針と方法を、技術者が確実に知っているようにします。
  - ④ 仕事の割り当てについては、それにふさわしい教育と経験を有するかを、そうした教育と経験を積ませるという意図をもあわせ考えた上で初めて執り行います。
  - ⑤ 自らが携わる、あるいは携わろうとするあらゆるプロジェクトについて、コスト、スケジュールリング、必要人員、品質、成果に関する現実的な定量的推定を確実にを行い、あわせてこれらの推定の不確実性に関する評価を行います。
  - ⑥ 技術者の募集にあたっては、完全で正確な雇用条件を提示します。
  - ⑦ 公平で正当な報酬を提供します。
  - ⑧ ある者がまさに適任であるポジションに就くことを不当に妨げません。
  - ⑨ 技術者が貢献した、あらゆる製品、処理、調査・研究、著作、その他の知的財産の所有に関する公正な合意の存在を確保します。
  - ⑩ 雇用者の方針やこの行動指針に違反したという告発について審問するためのデュー・プロセスを設定します。
  - ⑪ これらの指針に矛盾するいかなる行為も技術者に要求しません。
  - ⑫ プロジェクトに関する倫理的懸念・関心事を表明したことを理由に、特定者を罰する行為はいたしません。
- (6) 技術者として、公共の利益と調和するよう、その専門職の倫理性と評判を高めていくべく、以下指針に基づき行動します。
- ① 倫理的に行動することに対して好意的な組織環境を作り上げるよう努めます。
  - ② エンジニアリングについて広く社会に知らせるよう努めます。
  - ③ 専門職組織、会議、発表・出版への適切な参加を通じてエンジニアリングの知識を拡張します。
  - ④ 専門職の一員として、他の技術者がこの指針を守るよう努めることを支援します。
  - ⑤ 技術者という専門職、顧客、あるいは雇用者の利益を犠牲にして自らの利益を求めることをいたしません。
  - ⑥ 法に従うことが公共の利益に矛盾するという例外的状況に置かれた場合を除き、自分達の仕事について規定しているすべての法に従います。
  - ⑦ 自らが携わる製品の特性について正確に説明・記述します。このとき、虚偽の説明・記述を避けるだけでなく、それが読まれたときに、思惑が入っている、無意味、人を惑わせる、誤解を招く、あるいは疑わしいと当然考えられてしまうような説明・記述も行わないようにします。
  - ⑧ 自らが携わる製品とそれに関連する文書のエラーを発見し、修正し、報告することについての責任を負います。
  - ⑨ 技術者のこの行動指針に対する真摯な取組みと、そうした取組みがどのような結果をもたら

すのかということについて、顧客、雇用者、監督者が確実に知っているようにします。

- ⑩ この行動指針と矛盾・対立するようなビジネスならびに組織への関わりを回避します。
  - ⑪ この行動指針に違反することが、専門職としての技術者であることと矛盾するものであることを認識します。
  - ⑫ この行動指針に対する重大な違反行為が発見されたときには、それにもなう懸念・関心事を関係する人々に公表します。ただし、このことが不可能であったり、逆効果であったり、危険であったりする場合はその限りではない。
  - ⑬ この行動指針に対する重大な違反行為に関係する人々との協議が不可能であったり、逆効果であったり、危険であったりすることが明らかな場合、そうした違反行為を、権限を有する適切な者・組織に報告します。
- (7) 技術者として、他の技術者に対して公正で協力的な関係を保つべく、以下指針に基づき行動します。
- ① 他の技術者がこの行動指針を遵守するよう働きかけます。
  - ② 他の技術者の専門的能力の開発を援助します。
  - ③ 他の技術者の仕事については、それが完全にその者の功績であることを認め、それを不当に自分の手柄とはいたしません。
  - ④ 他の技術者の仕事の批評は、客観的、率直、かつ適切に記録される方法で行います。
  - ⑤ 他の技術者の意見、懸念・関心事、あるいは不満について、公正に耳を傾けます。
  - ⑥ 他の技術者が、パスワード、ファイル、その他の秘密情報の保護に関する方針と方法、ならびにセキュリティ対策一般を含む、現行の標準的な仕事のやり方について完全に知ることができるよう援助します。
  - ⑦ 他のあらゆる技術者に関し、彼／彼女がどのような仕事に携わるのかについて不当に干渉してはならない。ただし、雇用者、顧客、あるいは公共の利益にとっての懸念・関心事がある場合、技術者は誠意をもって、他の技術者の能力に対し疑問を示すことができる。
  - ⑧ 自分自身の能力の範囲外にある状況においては、そこで必要とされる能力をもつ他の専門家の意見をあおぎます。
- (8) 技術者として、自己の専門職実務に関する生涯続く学習に参加し、かつその専門職実務に対する倫理的アプローチを推し進めるべく、以下指針に基づき行動します。
- ① 製品とそれに関連する文書の分析、仕様決定、設計、開発、メンテナンス、試験に関する新たな知識の獲得を、そうした知識を獲得するプロセスの管理とともに推進します。
  - ② 安全で、信頼性が高く、有用で良質の製品を、受容可能かつ適切なコストで、しかも受容可能かつ適切な時間内に作成する能力を向上させます。
  - ③ 正確で、有用な情報を与え、かつ適切に記述された文書を作成する能力を向上させます。
  - ④ 自らが携わる製品ならびにそれに関連する文書と、それらが使用される環境に関する理解を向上させます。
  - ⑤ 自らが携わる製品とそれに関連する文書について規定している適切な基準ならびに法に関する知識を向上させます。
  - ⑥ この行動指針ならびにこれについての解釈、およびこの行動指針の自分達の仕事への適用に関する知識を向上させます。
  - ⑦ どのような者に対しても、不適切な偏見によって不公正に取り扱うことはいたしません。
  - ⑧ この行動指針を外れるいかなる行為についても、他者がそれを行うよう影響を及ぼすことをいたしません。
  - ⑨ 個人としてこの行動指針に外れることが専門職としての技術者であることと矛盾するという

ことを認識します。

## 2. 環境保全における行動規範

### 2.1 環境経営の推進に関する行動規範

- (1) 科学と自然が共生できる社会の実現に向けて、製品の素材の調達から生産、流通、使用、適正処理に至る全ライフサイクルにおける環境負荷低減を目指したモノづくりを行うために、推進すべき役割を認識し、各々の役割を果たします。
- (2) 環境保全に関する法令、協定、業界指針等を遵守し、事業運営と業務遂行に努めます。

### 2.2 事業活動・環境管理の推進に関する行動規範

- (1) 「低炭素社会の形成」「循環型社会の形成」「生態系保全への対応」を意識したシステム・サービスを積極的に開発します。
- (2) 工場、オフィスなどにおける、「低炭素社会の形成」「循環型社会の形成」「生態系保全への対応」に積極的に取り組みます。
- (3) 環境保全の大切さを認識し、自らの業務が環境に与える影響を十分に配慮いたします。

### 2.3 ステークホルダーとの対話

- (1) ステークホルダーとともに科学と自然が共生できる社会を共に創るため、環境活動に関する情報開示と対話を実施します。

## 3. 社会との関係における行動規範

### 3.1 企業情報の開示

- (1) 社会が必要としている情報について、幅広いステークホルダーとの対話プロセスを大切にし、社会との双方向のコミュニケーションを促進します。
- (2) 発生した危機に対し誠実な対応を行い、適時適切に情報開示を行います。

### 3.2 地域社会への貢献

- (1) 持てる資源を最大限に活用し、科学と自然が共生できる社会の実現のため、地域に密着し社員ひとりひとりの自発性・創意を基盤に、ボランティア活動や独自のコミュニケーション活動を展開します。

### 3.3 官公庁・自治体との関係

- (1) 健全な関係を築くとともに、公務員に関する倫理規程を遵守します。
- (2) 公務員（みなし公務員、外国公務員を含む）に対する贈賄またはそれに類する行為は行いません。また、このような疑惑を持たれる行為は慎みます。
- (3) 公の入札に対し、公正を害するような行為を行いません。
- (4) 寄付行為・社外団体との関わりは公正・適切に行います。

### 3.4 反社会的取引\*の防止

- (1) 反社会的勢力とは関係を持たず、反社会的取引\*を行いません。
- (2) 取引の自己検証により反社会的取引\*を防止します。
- (3) 反社会的勢力に対して断固とした態度で対応し、不当要求を拒否します。

\*暴力団などの反社会的勢力との取引

### 3.5 贈物・接待などについて

- (1) 従業員はその家族も含め、ステークホルダーに対し金銭や贈物を要求しません。
- (2) 相手方との取引関係に直接的に影響する場合、または影響するとみられるおそれがある場合は、ステークホルダーとみなし金銭や贈物を贈りません。
- (3) ステークホルダーを接待する場合は、社会的儀礼の範囲内で接待を行います。
- (4) ステークホルダーから接待の申し出があった場合は、上長に報告・相談し慎重に対応します。接待の内容が社会的儀礼の範囲を越えた内容と思われる場合はその場で辞退します。

### 3.6 各国・各地域の文化・慣習の尊重と法令遵守

- (1) 各国・各地域での事業活動においては、国際行動規範を最大限尊重した上で、その国・地域の文化、慣習などを尊重し、それぞれの国・地域に適用される関係法令などに従い行動します。また、それぞれの国・地域の持続的発展を視野におき、経済的、社会的、環境的な進歩に貢献します。
- (2) 各国・各地域での不正な商取引や関与は行いません。また、犯罪組織との関わりを持つことが無いよう十分留意します。

## 4. 人権の尊重における行動規範

### 4.1 基本原則

- (1) 事業を行う各国・地域において、広く人や社会とのかかわりを持っていることを認識し、人権を妨害・阻害するような行動に関与しません。

### 4.2 差別に対する規範

- (1) 事業を行う各国・地域において、雇用や人事処遇に関して、個々人の人格と個性を尊重し、差別（性別、年齢、国籍、人種、民族、思想、年齢、信条、宗教、社会的身分、門地、疾病、障害などの理由）や個人の尊厳を傷つける行為を行いません。また、そのような誤解、疑義を与えないよう、日ごろから、自らの言動をチェックします。

### 4.3 個人情報保護に関する規範

- (1) 事業を行う上で、その必要がある限りにおいて、適法かつ適切な方法によってのみ、個人情報を取得し、適切に利用します。また、個人情報への不正アクセス、漏洩、紛失、改ざんの防止に努めます。

### 4.4 労働関係に関する規範

- (1) 企業の社会的責任に留意した雇用を推進します。従業員の雇用にあたっては、各国・各地域の法令に準拠して実施します。いかなる雇用形態かを問わず、児童労働・強制労働は行いません。
- (2) 企業の社会的責任に留意した調達を推進し、児童労働・強制労働を行っている企業からの調達は行いません。
- (3) 各国・各地域の法令や労働慣習を踏まえ、国連グローバル・コンパクトの原則として示される従業員の基本的な権利を尊重し、経営幹部と従業員の真正かつ建設的な話し合いを通じて、お互いの問題をよりよく理解し、共同で課題解決に努めます。

- (4) 事業を行う各国・地域の関係法令及び社内規則・手続を遵守し、関係者全員が安心して働くことのできる安全で清潔な職場環境作りに努めます。特に生産活動・工事に当たっては、関係会社・協力会社・購入先・発注先等と協力し、安全衛生の確保に努めます。
- (5) 事業を行う各国・地域の雇用、人事、勤務、賃金、労働時間、入国管理等に関する労働関係法令及び社内規則・手続を遵守し、健全な労働条件・環境の維持に努めます。

#### 4.5 人格の尊重

- (1) 事業を行う各国・地域において、他の従業員の人格を尊重し、セクシュアル・ハラスメントや誹謗・中傷、威圧による業務の強制等相手の人格を無視した行為は行いません。また、そのような誤解、疑義を与えないよう、日ごろから、自らの言動をチェックします。

#### 4.6 職場の安全衛生に関する規範

- (1) 事業を行う各国・地域の関係法令及び社内規則・手続を遵守し、関係者全員が安心して働くことのできる安全で清潔な職場環境作りに努めます。特に生産活動・工事に当たっては、関係会社・協力会社・購入先・発注先等と協力し、安全衛生の確保に努めます。

### 5. 経営基盤における行動規範

#### 5.1 情報の管理と利用

- (1) 情報の作成、取得、機密管理、共有と開示、保管と保存、情報の利用、廃棄という機密情報のライフサイクルに関する全プロセスを適切に管理し、情報の漏えい・不正利用による事故防止のために機密情報の保全、情報機器の適正利用を遵守します。
- (2) 情報セキュリティ方針に従い情報資産を保護します。
- (3) 機密情報を社内ルールに従い、適切に管理します。
- (4) 他社・自社の機密情報については、その漏えいにより、他社や自社に損害を与えたり、契約違反や法令違反とならないように、本行動規範や関連規則を厳守して適切な管理・取り扱いを行います。
- (5) 自社の機密情報を他社に開示する場合には所定の手続を経て、適切な機密保全措置（秘密保持契約の締結等）を講じてから開示します。
- (6) 他社が権利を有する機密情報を、自社の業務上取得する必要がある場合のみ、公正な商習慣に照らして公正かつ適切な方法（契約など）で入手します。また、取得した機密情報は、契約厳守で管理するとともに、契約終了後も必要な措置を講じます。
- (7) 個人情報保護の重要性を認識し、その取扱いに関する自社における個人情報保護方針に則って適切に取り扱います。
- (8) 文書や電子ファイルなどの記録や情報は、整理、保管、保存、破棄という文書管理のライフサイクルに関する全プロセスを社内文書管理規定に従って適切に管理します。

#### 5.2 内部情報の利用とその留意点

- (1) 会社情報の漏えい防止に常に注意を払い、自社、関係会社・取引先（契約関係にある会社、契約交渉中の会社をいう。）、お客さまなどに関する重要情報を第三者に口外しません。
- (2) 自社や関係会社・取引先、お客さまなどに関し、投資家の投資判断に影響を及ぼす未公表の情報（インサイダー情報）を知った場合には、インサイダー情報が公表されるまでの間は、自社または関係会社・取引先の株式などの取引は行いません。インサイダー情報に該当するかどうか不明確な場合には、株式などの取引について、慎重に対応します。



## インサイダー取引の禁止

### ① 禁止事項と罰則

金融商品取引法では、会社関係者がその職務に関してインサイダー情報を知ったときには、そのインサイダー情報が公表されるまでは、当該会社の株式等の売買を行うことを禁止しており、違反者には刑事罰(5年以下の懲役または500万円以下の罰金またはその両方)が科せられます。なお、違反者は、刑事罰に科されなくても、金融庁から行政罰である課徴金が課される事例もあります。

### ② 他人名義の取引も禁止

インサイダー情報を利用した株式等の売買は、業務上・業務外(個人)、また、名義のいかんを問わず禁止されており、また、インサイダー情報を職務上知った他者から情報を得て当該会社の株式等の売買を行うことも禁止されています。例えば、営業活動や共同開発等により、取引先が画期的な新製品を開発したことを知った場合、その製品開発が正式に公表されるまでの間はその会社の株式等の売買をしてはなりません。

### ③ 社会的な影響

インサイダー取引は、会社が社会的に厳しい非難を受けるだけでなく、個人に刑事罰を科される犯罪行為です。少しでも疑わしいと思われる株式等の売買をしてはなりません。最近では、証券会社の従業員が、職務上得た M&A 情報を利用し不正に株式の売買を行ったとして、金融商品取引法違反の容疑で逮捕・起訴され、有罪判決を受けると共に、その会社も業務改善命令を受けたという事例があります。

## 5.3 会社資産の管理と保全

- (1) 知的財産を積極的に創造し、適切に保護して効果的な活用をめめます。自社の職務に関連して創作した知的成果に係る知的財産権は、関連法令において認められている範囲内で、すべて自社に帰属することを認識し、社外に出すことを目的に作成されるものを除いて原則として社外秘ですので、社内規則に基づき適正な管理を行います。また、社外に開示・提供する場合は、社内規則で定められた手続きを踏んで行います。
- (2) 他者の知的財産を尊重します。他者の知的財産権の権利侵害を未然に防止し、円滑な事業推進を図るため、新製品・新技術の研究・開発・設計・生産・販売などにおいて、他者の知的財産権を事前に調査し、疑義がある場合には対策を施します。
- (3) インターネットの利用やソフトウェアの使用に関して、他者の著作権を侵害したり、使用許諾契約の使用条件に違反してソフトウェアを複製したり、インストールしたり、使用したりしません。ソフトウェアは会社の資産として正しく使用されるように管理に努めます。
- (4) 会社の有形資産(土地・建物・施設・設備・製品・事務機器・現預金・有価証券など)を事業活動のために効率的に活用し、不正使用や紛失・盗難などを防止するため、会社が定めた社内規則を遵守します。
- (5) 金融資産を含めた会社の資産を、有形・無形を問わず、不正使用や私的利用などにより、その価値を毀損する行為は、これを行いません。
- (6) 公正な会計処理と適正な情報記録および報告を行います。また、研究報告書、各種検査データ、業績報告書類なども、事実に基づく情報を正確かつ明瞭に記録、報告します。

## 5.4 従業員との関係

- (1) 従業員と会社との関係については、「労働基準法」をはじめとする労働関連法規を踏まえて社内規則として就業規則を整備しています。
- (2) 従業員は、労働契約を結ぶ時点で会社側より就業規則の内容が示され、就業規則を順守することを前提に会社と労働契約を締結し、就業規則の誠実な順守が義務付けられます。

- (3) 万一、就業規則に違反する行為があれば、懲戒解雇を含む懲戒処分を行うことがあります。反則行為に対しては、会社は事実に基づいて厳正に処分を実施します。

## 5.5 セクシャルハラスメント

- (1) セクシャルハラスメントの問題を広く人権の問題として捉え、様々な対応を行っています。

- ① セクシャルハラスメントには、昇進・処遇・業務等を条件に性的関係を強要するような「対価型」と、上長・同僚が労働者の腰などにたびたび触ったため、労働者が苦痛に感じてその就業意欲が低下するような「環境型」があります。
- ② 職場内だけでなく、宴席等でのちょっとした冗談でも、性的に不快と受け止められるものは「セクシャルハラスメント」です。
- ③ これまでは問題とされなかったと思っていたことが、実はセクシャルハラスメントに該当することもあります。「相手が嫌がる素振りを見せなかった」「恋愛のつもりだった」は、言い訳になりません。

## 5.6 職場における障害者との協働

- (1) 障害者の雇用は企業において人材活用、法令順守などにかかる事項として取り組みます。障害のある人、障害のない人、その誰もが適性や能力に応じて働くことができる職場づくりを推進します。

## 5.7 安全衛生関係

- (1) 安全衛生の確保にあたっては、従業員一人ひとりが安全衛生活動に積極的に参加し、「自分の身は自分が守る」という意識を常に持つことに努めます。

- ① 従業員の安全と健康は経営活動の基盤であり、「従業員の安全と健康を守ることをすべてにおいて優先する」ことは当社の基本的考え方です。
- ② 安全衛生の確保に向けては、会社の努力や配慮とともに、従業員の安全衛生意識の堅持が両輪であり、従業員一人ひとりが安全衛生活動に積極的に参加し、「自分の身は自分が守る」という意識を常に持つことが必要です。
- ③ 労働安全衛生法でも、会社が危険防止、健康障害防止、労働災害防止などのために講じる措置に応じて、労働者は必要な事項を守らなければなりません。

## 5.8 地域社会との調和

- (1) 企業が存続するためには、地域社会から認められる存在であることが必要と認識して行動します。

- ① 地域に根ざした活動を行い、地域社会との調和を図ることも企業の重要な社会的責任の一つです。
- ② 直接的なものとしては、納税や雇用の確保等がありますが、地元各種団体が開催する祭り等のイベントへの参加や、町内会との付き合い、他様々なものがあります。地域社会等からの声、ニーズに耳を傾け、交流の質を高めることが必要になります。
- ③ 一方で、企業活動が地域社会に迷惑を掛けるようなことは決してあってはなりません。通勤マナーや、宴席での振る舞いなど、従業員一人ひとりが地域社会からは企業を代表する存在と捉えられていることを常に意識することが必要です。

## 5.9 輸出入関連法令の遵守

- (1) 製品の輸出はもとより、あらゆる貨物の輸出および技術を輸出する場合には、輸出関連法令を遵守します。
- (2) 国内に販売する場合も含め、最終用途・最終需要者の確認に留意し、社内ルールに従い、実効ある輸出管理を行います。
- (3) 輸入をする場合には、輸入関連法令を遵守します。

## 6. 行動規範の遵守の仕組み

### 6.1 ルールの徹底

- (1) 常に部下に対し業務遂行上必要とされる関係法令、社内規則に関する知識の付与に努めます。また、各関係法令・社内規則の関係部署は、従業員に対し関係法令・社内規則に関する教育などを実施します。関係法令の改正や新事業への進出、新たな国や地域への事業展開など、必要に応じて社内規則を改定し、それを従業員に周知します。
- (2) どのような状況にあっても法令を遵守し、本行動規範に則り公正に行動します。
- (3) 関係法令・社内規則に違反する疑いがある場合には、直ちに所属上長あるいは関係部署に報告・相談し、それを直すために必要な措置を講じます。また、他の者の行為が、関係法令・社内規則に対し適正でないことに気付いた場合も、同様に直ちに所属上長あるいは関係部署に報告・相談します。
- (4) ルールが時代とともに変化することに常に注意して、「基本と正道」を旨として良識に従って行動します。
- (5) 従業員が関係法令などに違反する行為をした場合は、就業規則の懲戒条項に照らし、懲戒解雇を含む厳正な処分を行います。

### 6.2 自己チェック

- (1) 社内の諸手続が関連法規、社内規則に則り適正に行われているかを確認するため、自己チェックを実施していきます。

### 6.3 内部通報制度

- (1) 従業員などが、自社の業務に関連した違法、不正または不適切な行為に関する通報をできる制度を設け、通報がされた場合には、事実関係を調査のうえ、是正措置が必要な場合は、これを実施します。これによって、法令遵守を徹底し、高い倫理観を持った企業活動を行います。
- (2) 通報が悪意に基づく誹謗、中傷である場合を除き、通報したことを理由とする不利益扱いをしません。通報者本人が違法行為に関与しているような場合には、通報したことによって免責はされませんが、自ら通報したことは情状として考慮します。

## 7. 経営トップの責任

- (1) 経営トップは、自ら率先して、本行動規範に則り、企業倫理と法令遵守を軸とした事業運営がなされるように努めます。本行動規範に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らがその是正措置を講じ、再発防止に努めます。また、迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を果たすとともに、違反行為に対しては、自らを含めて厳正な処分を行います。さらに、取引先をはじめとするサプライチェーンに対しても、企業倫理と法令遵守を軸とした事業運営が図られるよう促します。

### 附則 適用について

本行動規範は、株式会社トライキャッチのすべての役員および従業員に適用されます。本行動規範を取締役会など意思決定機関の場で制定または改定し、かつ、すべての役員および従業員が確実に理解するよう適切な措置をとるものとします。

以上